



令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

※令和3年度住民税均等割非課税世帯で給付対象となった世帯及び家計急変世帯で給付済みの世帯は除きます。

■ 給付額

1世帯あたり10万円（1世帯1回限り）

■ 支給対象になる世帯

（1）住民税非課税世帯

基準日（令和4年6月1日）において、基山町に住民登録があり、令和4年度に新たに世帯全員の住民税均等割が非課税になった世帯

（2）家計急変世帯

申請時点において基山町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月から令和4年9月までの間に収入が減少し、左記（1）と同様の事情にあると認められる世帯

※（1）、（2）いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

■ 支給手続きの方法

（1）住民税非課税世帯

対象となる世帯には、7月下旬に町から確認書を送付します。確認書には令和2年度に実施した特別定額給付金（10万円）等の給付金申請の際に使用した口座を記載しておりますので、変更や誤りがないかご確認いただき、確認書を9月30日までに提出してください。

※令和4年度の住民税が未申告の世帯には確認書を送付していません。非課税に該当する方で申告がお済みでない方は、福祉課までご連絡ください。

（2）家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方で、令和4年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、その合計額が非課税相当になる方が対象です。

該当する月の収入がわかる給与明細や通帳等の必要書類を添えて9月30日までに申請してください。
※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
※申請書は福祉課で受け取るか、基山町ホームページからダウンロードしてください。

■ 支給の時期

確認書又は申請書を受理後、書類の不備がなければ2～3週間後に支給します。

※支給日については、支給決定通知書を送付してお知らせいたします。

■ その他

DV等で住所地以外に避難中の方も、給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要となりますので、詳細は現在お住まいの市区町村にお問い合わせください。

◆ 給付金を装った詐欺にご注意ください！！

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関して、市区町村や国がATMの操作をお願いすることはありません。
- ・市区町村や国が、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付のため、手数料の振込をお願いすることはありません。被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。



「生活支援臨時給付金」・「きのくににぎわい商品券（得券）」の支給について

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援が必要な世帯に対して、「生活支援臨時給付金」・「きのくににぎわい商品券（得券）」を支給します。

◆ 生活支援臨時給付金

▽支給対象世帯

臨時給付金は、基準日（令和4年6月1日）時点において、本町の住民基本台帳に記録されている方で、次のアからウまでのいずれかの要件に該当する住民税課税世帯の世帯主に、1世帯あたり2万円を支給します。

- ア 特別児童扶養手当受給世帯
- イ 就学援助受給世帯
- ウ 18歳以下（今年度末時点）の子どもが5人以上属する世帯

◆ きのくににぎわい商品券（得券）

▽支給対象世帯

商品券は、基準日（令和4年6月1日）時点において、本町の住民基本台帳に記録されている方で、次のア又はイの要件に該当する住民税非課税世帯の世帯主に、1世帯あたり1万1千円の商品券を2冊支給します。

- ア 児童扶養手当を受給している世帯
- イ 65歳以上（今年度末時点）の1人暮らし世帯

◆ 給付方法

町から対象者世帯に郵送で通知します。給付金・商品券が必要ない場合や、給付金の振込口座の変更が必要な場合は、通知に記載の期限までに福祉課へご連絡ください。

給付金の振込みは、特別定額給付金（1人10万円）等で申請があった世帯主の口座に振り込みます。また、商品券は、対象世帯に簡易書留で郵送します。

※令和4年1月2日以降に、基山町に転入された世帯で、給付金・商品券の支給対象世帯に該当する場合は、前住所地の市町村から課税又は非課税証明書を取り寄せていただき、福祉課に提出してください。ご不明な点があればお問い合わせください。



基山町小規模工事等契約希望者登録制度について

申問 財政課 財産管理係 ☎92-7917

本制度は、町が発注する小規模な工事、修繕及び物品購入の受注を希望する事業者を登録し、当該登録を受けた事業者を積極的に活用するものです。受注機会の拡大を図るとともに、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

▽対象要件

- ・内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの
- ・小規模な工事については、当該設計金額等が原則として130万円未満のもの
- ・修繕及び物品購入については、見積金額等が原則として50万円未満のもの

▽対象事業者

- ・町内に住所を有する者又は主たる事務所を置く者
- ・競争入札有資格者名簿に登録されていない者
- ・町税を滞納していない者

▽提出書類等

- ・基山町小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ※申請書の様式は基山町ホームページからダウンロードできます。
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有するものにあつては、それを証明する書類の写し



有料広告（基山町役場庁舎内）を募集します

申問 財政課 財政係 ☎92-7917

基山町では、住民課受付窓口カウンター下、庁舎内エレベーターに掲載する広告を募集します。会社やお店のPRにご活用ください。公序良俗に反するもの等については掲載できません。

詳しくは基山町ホームページをご覧ください。か財政課（役場3階）へお問い合わせください。

▽掲示箇所及び掲示可能枚数

- ①住民課受付窓口カウンター下（3枠、掲載位置は町が指定）
- ②東側・西側エレベーター内（東側3枠・西側3枠、掲載位置は町が指定）

▽規格、掲載料

- ①住民課受付窓口カウンター下

規格	A2 (420 × 594mm) × 1枚	広告料	5,000円 (1月)、50,000円 (12月)
----	-----------------------	-----	---------------------------

- ②東側・西側エレベーター内

規格	A2 (420 × 594mm) × 2枚（※東側・西側エレベーター2か所（2枚）を併せて1セットとする）
広告料	3,000円 (1月)、30,000円 (12月)

※住民課受付窓口カウンター下×1枚、東側・西側エレベーター内×1セットを同時に申し込んだ場合の広告料 7,000円 (1月)、70,000円 (12月)

※デザイン料等は広告主負担

▽掲載期間 随時募集しますが、広告の掲示可能枚数を越えた時は、募集を終了します。

※申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。



きのくに祭りの日はコミュニティバスが迂回運行します

問 定住促進課 地域公共交通係 ☎92-7920

きのくに祭りの開催に伴い、コミュニティバスは終日迂回運行を行います。（右図）

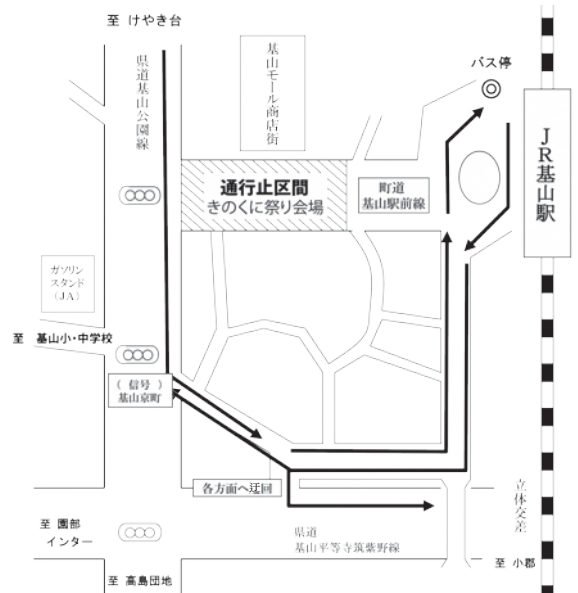
運行状況によっては、多少の遅延が発生する場合がございます。利用者の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。なお、コミュニティバスでは、きのくにカードのポイントが貯まります。祭りにお越しの際は、ぜひコミュニティバスをご利用ください。

▽迂回運行日 7月23日（土）

▽運行時間 通常通りの時刻で運行を行います。（時間延長なし）

▽運賃 通常通りの金額となります。

※「きのくに祭り」が中止の場合は、通常通りの路線を運行します。



石井行政書士事務所 （全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室）

相続・遺言・家族信託

成年後見（任意後見）

農地転用許可申請

知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32（高島団地北2丁目）

有料広告



佐賀県くらしの安全安心課（佐賀県消費生活センター） 「くらしの出前講座」講師派遣のご案内



佐賀県くらしの安全安心課・佐賀県金融広報委員会では、消費者教育や金銭教育、金融・経済、生活設計等についての講師を無料で派遣しています。地域の勉強会や団体の研修会、小・中学校や高等学校における消費者教育の学習の際に、ぜひご利用ください。

◆講師派遣基準等

講師	① NPO 法人消費生活相談員の会さが 会員 ② 佐賀県金融広報委員会 金融広報アドバイザー
受講者数	原則10名以上
派遣場所	佐賀県内
謝礼・交通費・資料代等	不要
お申込み方法	「出前講座申込書」を FAX、メール又は郵便で送付してください。 ※原則、開催日の1か月前までにお申し込みください。

※詳細、不明な点については電話でお問い合わせください。

◆講座派遣のテーマ（例）

・消費者教育（消費者トラブル）

「高齢者を狙う悪質商法の手口とその対処法」

老人会や婦人会の会合、民生委員・ホームヘルパー・ケアマネージャーなどの福祉関係者の研修会等

「スマートフォンやインターネットトラブルの対処法」、「若者のための契約やクレジットの基礎知識」

小・中学生、高校生、大学生、学校の先生、PTA の研修会等

・金銭教育

「お金や子どもを大切にすくらし」「子どものしつけと小遣い」 小・中学生、学校の先生、PTA の研修会等

・生活設計

「家計簿の記入」、「ライフプランの作成」、「老後の生活設計」

・金融・経済

「金融・経済の基礎知識」、「金融商品と消費者保護」、「多重債務の解決方法」

◆申込みから講師派遣までの流れ

① 申込書を提出 ⇒ ② 県担当者が申込書を受領して派遣講師の選定

⇒ ③ 申込者宛てに講師決定の通知 ⇒ ④ 申込者と講師の打合せ（内容、資料等） ⇒ ⑤ 講座

問合せ先

佐賀県くらしの安全安心課・金融広報委員会

〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11（アバンセ3階）※月曜休館

☎0952-25-7059

☎0952-24-9567

✉ kurashianzen@pref.saga.lg.jp

◆ 出前講座の申込書やより詳しい情報は佐賀県庁ホームページで！

佐賀県庁ホームページ → くらし・子育て → 消費者教育（出前講座）、お知らせ → 出前講座のご案内



防衛講話開催のお知らせ

問 総務課 防災係 ☎92-7915

防衛に関する意識の高揚を図ることを目的に、自衛隊佐賀地方協力本部長 松島 史人 氏による防衛講話を町防衛協会主催で開催します。

▽日 時 令和4年8月20日（土）

▽定 員 先着100名（事前予約が必要です）

午前10時～11時（午前9時30分開場）

▽予約方法 総務課防災係（役場3階）に

▽場 所 基山町民会館2階 小ホール

お問い合わせください。

▽参加費 無料